平成２２年（フ）第８３号
新潟県妙高市大字関川960番地７
債務者　小島　　彰
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第８４号
新潟県上越市北城町１丁目４番28号　ウインズ北城103号
債務者　平田　利幸
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１５２５号
愛知県常滑市多屋町１丁目178番地
債務者　井上　　憲
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８１号
名古屋市東区矢田１丁目25番８号　サンジョイフル301号
債務者　青野　祐治
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７７号
愛知県小牧市城山３丁目５番地　サンコート桃花台Ｄ棟106号
債務者　安岡美津子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５０４号
名古屋市名東区藤見が丘161番地　ＦＩＳ名東213号
債務者　姉崎　宮藏
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５３号
名古屋市西区花の木３丁目９番11号　ニット会館ビル306号
債務者　近藤　孝子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６２号
名古屋市中区新栄１丁目８番10号　ラ・レジダンス・ド・ノーブル209号
債務者　泉澤　初代
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６号
香川県綾歌郡綾川町陶7375番地３
債務者　小川　英昭（旧姓森本）
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３１号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目141番地　アビタシオンＢ―101
債務者　山中　愛子
１　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９６０号
宮城県名取市上余田字市坪77番地の10
債務者　大内　順子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４３号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目16番地の14、従前の住所宮城県黒川郡富谷町上桜木１丁目37番地５　ｐａｒｋｖｉｌｌａ103
債務者　千田　　康
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２２号
仙台市宮城野区幸町２丁目２番８号　いわき荘202
債務者　梶田　博人
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８４号
仙台市青葉区川平３丁目33番６―103号
債務者　伊藤美智代
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１４号
仙台市宮城野区中野字牛小舎43番地　ルミエールⅡ―15
債務者　宍戸　初美
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
福島市荒井字辻南１番地の２
債務者　半澤　　昇
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
茨城県日立市久慈町４丁目19番33号
債務者　三代　もと
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
水戸地方裁判所日立支部